

(その1)

収 支 報 告 書

令和 4 年分
(年 月 日開催分)

(ふりがな)

ふくしまけんぜいりしせいじれんめい そうましぶ

1. 政治団体の名称
2. 主たる事務所の所在地

福島県税理士政治連盟 相馬支部

福島県相馬市日下石字高根沢643番地4 (若竹信雄税理士事務所内)

3. 代表者の氏名
4. 会計責任者の氏名

若竹 信雄

森 俊雄

(事務担当者の氏名)

森 俊雄

(電話) 0244-26-8500

(収受欄)



資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____	
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	

資金管理団体の指定の期間	
_____ 年 _____ 月 _____ 日から	_____ 年 _____ 月 _____ 日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記帳	入力
3287	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____	
公職の種類 _____	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
_____ 年 _____ 月 _____ 日から	_____ 年 _____ 月 _____ 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	175,939
(前年からの繰越額)	140,939
(本年の収入額)	35,000
支 出 総 額	14,000
翌年への繰越額	161,939

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		
員 数		
(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	15,000	
(うち特定寄附)		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	15,000	
(寄附のうちあっせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア+イ)	15,000	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業備考
				議員
この頁の小計	0			
その他の寄附	15,000			
合計	15,000			

注) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎（公職の候補者）が当該資金管理団体の届出をした者である場合、「寄附者の氏名」欄に「(特)甲野太郎」というように記載すること。
(特定寄附とは、公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部をその資金管理団体に寄附することをいいます。)

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項	目	金 額	備 考
1	経 常 経 費	十億 百万 千 円	
(1)	人 件 費		
(2)	光 熱 水 費		
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費		
(4)	事 務 所 費		
	小 計	0	
2	政 治 活 動 費		
(1)	組 織 活 動 費	0	
(2)	選 挙 関 係 費	0	
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 費 そ の 他 の 事 業 費	0	
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		
	イ 宣 伝 事 業 費		
	ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費		
	エ そ の 他 の 事 業 費		
	小 計 ((3)ア～エ)	0	
(4)	調 査 研 究 費	0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6)	そ の 他 の 経 費	14,000	講演会参加旅費、研修会会費
	小 計	14,000	
	合 計	14,000	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分	その他の経費 (講演会参加旅費等)	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金	額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計		0				
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)		14,000				
合計		14,000				

注) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 28 日

政治団体の名称

福島県税理士政治連盟 相馬支部

会計責任者の氏名

森 俊 雄



代表者の氏名 (解散団体のみ)



- (備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
2 解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。